

令和3年度中小企業等外国出願支援事業 公募要領

1. 事業の目的

この事業は、石川県内に本社又は事業所を置く中小企業者等に対して、外国への特許出願及び実用新案・意匠・商標・冒認対策商標出願(以下「特許出願等」という。)を支援し、県内中小企業者等における戦略的な外国への特許出願等を促進することを目的とする。

この事業のため公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「支援機構」という。)が行う中小企業外国出願支援事業補助金(以下「補助金」という。)交付の実施については、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金交付要領(平成31年3月27日付20190314特第1号)及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領(平成31年4月1日付20190314特第3号)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 事業の対象企業者

中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者であつて、石川県内に本社又は事業所を置くもの及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、石川県内に本社又は事業所を置く中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの)とする(いわゆる「みなし大企業」については、対象から除く。)。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標(商標法(昭和34年4月13日法律第127号)第7条の2に規定する商標をいう。)の登録を受けることができるもののうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会及び商工会議所並びに特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)とする。

別紙「暴力団排除に関する誓約事項」記に記載されている事項に該当する者は除く。

<参考>中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者

業種分類	定義
ゴム製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金3億円以下 又は従業員900人以下
旅館業	資本金5,000万円以下 又は従業員200人以下
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業 等	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下 又は従業員50人以下

※別途政令で定める業種分類はその定義による。

3. 補助対象事業等

補助の対象は、次に掲げる要件に合致する中小企業者等及びその出願とする。

- (1) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- (2) 補助を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開

を計画している中小企業者等であること。

- (3) 先行特許調査等からみて、外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (4) 既に日本国特許庁に出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT国際出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）済みであって、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を **令和3年12月20日まで**に行い実績報告書等を提出可能な中小企業者等。
 - (ア) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
 - (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。PCT国際出願（いわゆるダイレクトPCT国際出願）を完了している案件、採択後、優先権期間内に日本国特許庁、ならびに補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）
 - (ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
 - (エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (5) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- (6) 国及び支援機構等が別に定める必要な事項に基づく書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任代理人」という。）の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。
- (7) 国及び支援機構等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者等。

4. 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
外国特許庁への出願に要する経費
- (2) 現地代理人費用
外国特許庁への出願をするための現地代理人に要する経費
- (3) 国内代理人費用
外国特許庁への出願をするための国内代理人に要する経費
- (4) 翻訳費用
外国特許庁への出願をするための翻訳に要する経費

注) 補助対象とはならない主な経費

- ・ 交付決定日以前に発生した費用
- ・ 外国特許庁への出願後の中間手続費用、登録料（審査請求や補正などを出願と同時にを行う場合は、対象とすることが可。）
- ・ 日本国特許庁に対する優先権証明書の発行に係る費用
- ・ P C T 国際出願に要する費用のうち国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料、送付手数料や予備審査手数料）、日本国特許庁への国内移行手数料、それらに関する弁理士費用等
- ・ ハーグ協定に基づく意匠出願に要する経費のうち、日本国特許庁を経由して間接出願を行う場合の送付手数料、日本国を指定締約国とするために支払う個別指定手数料
- ・ 日本国内における消費税及び特別地方消費税

5. 補助率、上限額及び経費負担

(1) 補助率・上限額

①補助率：1 / 2 以内（補助対象経費の1/ 2 以内、かつ消費税分を除く。）

※補助対象者以外の者との共有に係る特許出願等である場合、持ち分比率又は費用負担割合のうち、いずれか低い方に応じて、補助対象経費が減額となる。

②1 企業者あたりの上限額：3 0 0 万円（複数案件の場合）

(2) 案件ごとの上限額

①特許出願：1 5 0 万円

②実用新案・意匠・商標出願：各6 0 万円

③冒認対策商標出願：3 0 万円

※予算額の範囲内で採択件数及び補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合がある。

6. 申請手続き

(1) 受付期間

令和3年6月1日（火）～25日（金）

(2) 提出方法

申請書等は提出先へ持参又は郵送（締切当日は1 7 時必着）に限る。

持参の場合の受付時間は、平日の9 時～正午及び1 3 時～1 7 時。

(3) 提出書類

- ・ チェックリスト (E x c e l)
- ・ 補助金交付申請書 (W o r d)
- ・ 協力承諾書 (W o r d)
- ・ 資金計画書 (E x c e l)
- ・ その他添付書類

中小企業等外国出願支援事業への協力承諾書に記載する役員等名簿など

様式は、支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/chizai/gaikoku.html>

7. 補助事業内容

(1) 実施期間

実施期間は、交付決定日から令和3年12月20日までとする。

(2) 報告書の提出

採択企業者等は、事業完了後1カ月以内又は、実施期間内に実績報告書、特許等出願の詳細がわかる書類の写し、経費の根拠となる書類の写し、証明書等を揃えて提出するものとする。

(3) 補助金の支払い

支援機構は上記の報告書等の内容を確認し、補助金額を確定した後に支払うものとする。

(4) 事後評価及び効果の確認

採択企業者等は、補助を行った外国特許庁への出願について外国特許庁等からの査定ができた場合に報告書を提出するものとする。

8. 採択企業の決定

支援機構が設置した審査委員会において、申請書類による審査の他、必要に応じて申請企業者等に審査委員会へ出席いただき、ヒアリングによる審査を実施する。

選定する際の主たる検討事項は、以下のとおり。

(1) 外国での権利取得の可能性

(2) 外国での事業展開等の計画

(3) 外国出願に必要な資金能力・資金計画など

審査結果は、申請企業者等に文書により通知する。なお、審査の経過や内容に関する問い合わせには一切応じない。

9. 事業の流れ

「協力承諾書」により中小企業者等と弁理士等間で協力関係を構築

↓

中小企業者等から支援機構へ交付申請書等を提出

↓

審査により採択企業決定

↓

国内代理人等が現地代理人からの請求書に基づき、外国特許庁への出願経費を支払い

↓

国内代理人等が中小企業者等へ外国特許庁への出願経費を請求

↓

中小企業者等が請求書に基づき外国特許庁への出願経費を国内代理人等に支払い

↓

中小企業者等が支援機構へ実績報告書等を提供

↓

実績報告書等の確認により、中小企業者等へ支払う補助金額を確定

↓

額の確定後、中小企業者等が支援機構へ補助金請求書を提出

↓

補助金請求書に基づき補助金(補助対象経費の1/2 以内)を支払い

10. その他の留意事項

- (1) ダイレクトPCT出願の場合、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条に定める、優先権主張期限内に日本国への国内移行も行うこと。
- (2) 交付決定を受けた申請者の選任代理人は、同申請者の担当者より出願に係る発注依頼のあった日付が確認できるメール文章を請求書に添付し提出すること。
- (3) 実施要領第4条第1項第4号及び第23条第2項に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））に協力しなければならない。
- (4) 実施要領第23条第1項に定める、採択案件の査定状況報告書を3月末現在の状況を5月末までに提出すること。
- (5) 共同出願の場合には、按分割合及び費用負担割合の確認が取れる契約書等の写しを支援機構に提出すること。
- (6) 本事業について他の行政機関等（国、県、市町村、ジェトロ、公益法人）からの補助金等の交付を受けている又は交付申請中の場合、本事業の補助対象外とする。ただし、異なる外国特許庁への出願である場合は本事業の補助対象とする。
- (7) 支援機構は、審査の結果、採択となった案件については、事業者名、所在地、権利種別等をホームページ等で公開する場合がある（機密情報に関する部分等については公開しない。）。
- (8) 採択企業者等は、随時活用状況を報告するものとする。
- (9) 支援機構は、実績報告書及び添付書類について書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書をもって通知を行う。補助対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、その他出願の詳細がわかる書類及び経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合には、補助額の全額又は一部を対象外とする。
- (10) 採択決定後は、取り下げや放棄（審査請求をしないこと。中間応答をしないこと。登録査定後、権利登録をしないこと。権利を他社に譲渡すること。）などは出来ないものとする。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。
- (12) 事業翌年度以降であっても、支援が行われた外国特許庁への出願について、外国特許庁等からの査定があった場合には、速やかに査定状況に関する報告書を提出するものとする。また、支援機構は、随時特許等出願状況や事業化状況の報告を求める場合がある。

○問合せ先及び申請書の提出先

(公財)石川県産業創出支援機構 産業振興部 新事業支援課（担当：瀬戸）
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階
TEL：076-267-1145

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき